

## 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」に関する提言

国におきましては、5月27日に令和2年度第2次補正予算案が閣議決定され、地方自治体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施するための「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が総額3兆円規模に増額されることとなりました。このことは、地方自治体の取組の大きな後押しになるものと期待をしております。

一方で、今回補正予算に計上された2兆円分に関しては、「事業者への家賃支援や雇用維持」や「新しい生活様式に対応した地域経済活性化」といった枠が設定されるかのような報道がありますが、本県においては、厳しい状況にある事業者への支援として約120億円の負担が見込まれる県単独の制度融資を実施するなど、事業の継続と雇用の維持に全力で取り組んでいるところです。

つきましては、この臨時交付金が、それぞれの自治体の実情に応じて真に効果的な施策を実行するために活用できる「生きたお金」となるよう、以下のとおり提言いたします。

### 記

- 1 配分額（交付限度額）の算定に当たっては、財政力の弱い自治体が効果的に対策を実施できるよう十分に考慮すること。
- 2 各自治体が地域の実情に応じてきめ細やかに事業を実施できるよう、以下のような自由度の高い柔軟な制度設計にすること。
  - (1) 交付金の用途を限定することなく、柔軟に活用できるようにすること。
  - (2) 制度融資に係る利子補給など、後年度に財政負担が生じる仕組みのものについては、後年度負担分についても本交付金を活用できるよう、基金の造成等を認めること。

令和2年6月11日

高知県知事

濱田省司